

荒尾市立図書館  
リクエスト基準について

平成28年2月

荒尾市立図書館 指定管理者

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

## 荒尾市立図書館リクエスト基準

### (趣旨)

この方針は、「荒尾市立図書館資料収集方針」(以下、「収集方針」という。)に基づき、資料に関して利用者からの要望(リクエスト)にあたっての具体的な判断基準を定めるものである。なお、リクエストサービスを受けることができる対象者は、荒尾市在住者に限るものとする。

### (基準)

資料購入費、蔵書スペースが限られていることを勘案し、リクエスト基準は次の通りとする。

#### (1) リクエスト基準

- ア 利用者への公平なサービスを優先する。
- イ 特定の要求については、他の利用者ニーズも勘案する。
- ウ 資料は市民の財産であるため、長期的保存に耐えることが可能なものであることに留意する。
- エ 全体的な蔵書構成バランスを考慮する。

#### (2) リクエストとして受け付けないもの

- ア 高額なもの。
- イ AV資料(CD・DVDなど)、コミック、専門性の高いもの。
- ウ 継続的に刊行されるもの及びそれに類するもの(全集、シリーズ、雑誌、新聞など)。
- エ 学習参考書、問題集などの図書資料。
- オ 娯楽性の高いものや、通俗性で興味本位の資料。
- カ 発売前のもの。

#### (3) リクエストの制限

- ア 予算使用の公平性を勘案し、一人の利用者による予算の占有に該当すると思われる場合。
- イ リクエスト希望者が、図書館の利用に係る規則等の規程に違反している場合。
- ウ リクエスト希望者が、過去に自身でリクエストした資料を借受け、または閲覧を希望しないことが続いた場合。

(申込受付時の留意事項)

- (1) リクエストを申し込む際は、「予約・リクエスト用紙」に、自筆にて一冊ごとに必要事項を明確に記入する。電話による申込みの際は、職員が聞き取りにて記入をする。
- (2) リクエストに基づき購入した図書は、利用が可能となった旨の連絡から7日以内に借用または閲覧のための手続きをしない場合は、優先的借用の権利を放棄したものとみなす。

(リクエストに応ずることができない場合の連絡)

リクエストに応ずることができないことを決定した場合は、即時理由を添えてその旨を伝える。

(リクエストの選定)

リクエストされた資料の選定は、「収集方針」及び「荒尾市立図書館資料選定基準」に基づく。